

頁番号	現 行	改 定
P3～P4	<p>1. 8 給水装置工事の費用負担</p> <p>1. 給水装置工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認められたものについては、市（水道事業）においてその費用を負担することがある。</p> <p><解 説></p> <p>市（水道事業）において負担する費用（以下「市水道費」という。）とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は市長がその都度行う。</p> <p>対象となる区域は、給水区域内とする。</p> <p>1. 漏水修繕</p> <p>(1) 専用給水装置における水道メーター手前までの給水管漏水等の修繕に要する費用。ただし、第1止水栓から水道メーターまでの間の修繕費用を水道使用者等が負担する旨の約束がある場合を除く。</p> <p>(2) 共有給水装置における第1止水栓手前までの給水管漏水等の修繕に要する費用</p> <p>2. メーターの取替え</p> <p>検満及び故障等メーターの取替工事に要する費用</p> <p>ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。</p> <p>3. 公共工事に関する負担する費用については、別途協議とする。</p>	<p>1. 8 給水装置工事の費用負担</p> <p>1. 給水装置工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認められたものについては、市（水道事業）においてその費用を負担することがある。</p> <p><解 説></p> <p>市（水道事業）において負担する費用（以下「市水道費」という。）とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は市長がその都度行う。</p> <p>対象となる区域は、給水区域内とする。</p> <p>1. 漏水修繕</p> <p>(1) 専用給水装置における水道メーター手前までの自然漏水等の修繕に要する費用。ただし、漏水に関する修繕費用を水道使用者等が負担する旨の確約書等がある場合を除く。</p> <p>(2) 共用給水装置における第一止水栓までの自然漏水等の修繕に要する費用。</p> <p>2. メーターの取替え</p> <p>検満及び故障等メーターの取替工事に要する費用</p> <p>ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。</p> <p>3. 公共工事に関する費用負担については、別途協議とする。</p>

頁番号	現 行	改 定
P7～P8	<p>2. 2 給水装置工事申請書の提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置工事の申請の際には、申請書及び関係書類を作成し提出すること。</p> <p>(1) 給水装置工事の申請書兼工事設計書</p> <p>(2) 給水装置水理計算書</p> <p>(3) その他関係書類</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 提出書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 給水装置工事申請書兼工事設計書（2枚綴り、既設管は青色、新設管は赤色、撤去管は青色点線、井戸管は緑色）</p> <p>(2) 給水装置水理計算書</p> <p>(3) その他関係書類</p> <p>ア 位置図（申請場所は赤色）※みらい平地区は公図の写し</p> <p>イ 建築物確認申請がある場合 建築物確認済証の表紙の写し</p> <p>ウ 境界から量水器までの距離が1.5mを超える場合 確約書（境界から量水器までの給水管で漏水が発生した場合、申請者の負担で修繕工事を行う確約をする書類）</p> <p>エ 私道の取出工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の同意書 ・登記簿の写し ・公図の写し <p>オ 共同給水管から取出工事の場合 使用者全員の同意書</p> <p>カ 市道占用許可協議書添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図（5～2万分の1の地図、申請箇所は赤色）……………6部 ・案内図（500分の1の地図、通行止めの箇所は赤、迂回路は青色）……………6部 ・平面図・横断面……………2部 ・仮復旧図・本復旧図……………2部 ・保安施設標準位置図……………6部 <p>キ 県道占用許可協議書添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図（5～2万分の1の地図、申請箇所は赤色）……………5部 ・案内図（500分の1の地図、通行止めの箇所は赤、迂回路は青色）……………5部 ・平面図・横断面……………2部 ・仮復旧図・本復旧平面図、標準横断面……………2部 ・公図……………2部 ・保安施設設置図……………2部 ・工事用保安施設見本表……………5部 ・道路占用内訳書（管類等）……………2部 ・写真（施工箇所 全体が分かるもの）……………2部 <p>ク その他上下水道課が必要とする書類</p>	<p>2. 2 給水装置工事申請書の提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置工事の申請の際には、申請書及び関係書類を作成し提出すること。</p> <p>(1) 給水装置工事申請書兼工事設計書</p> <p>(2) 平面図及び立面図</p> <p>(3) その他関係書類</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 提出書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 給水装置工事申請書兼工事設計書（2部提出）</p> <p>(2) 平面図及び立面図（既設管は青線、新設管は赤線、撤去管は青点線、井戸管は緑線）</p> <p>(3) その他関係書類</p> <p>ア 位置図（申請場所は赤色）</p> <p>イ 申請地が1筆でない場合、及びみらい平地区の場合 ・公図の写し（申請場所は赤色）</p> <p>ウ 建築物確認申請がある場合 ・建築物確認済証の表紙の写し</p> <p>エ 官民境界から水道メーターまでの給水管の平面延長が2.0mを超える場合 ・確約書（官民境界から水道メーターまでの給水管で漏水が発生した場合、申請者の負担で修繕工事を行う確約をする書類）</p> <p>オ 給水装置水理計算書（集合住宅等の場合）</p> <p>カ 私道の取出工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の同意書 ・登記簿の写し ・公図の写し <p>キ 共同給水管からの取出工事の場合 ・所有者、または使用者全員の同意書</p> <p>ク 市道占用許可協議書添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図（2～1万分の1の地図、申請箇所は赤色）……………6部 ・案内図（3～1千分の1の地図、通行止めの箇所は赤、迂回路は青色）……………6部 ・平面図・横断面……………2部 ・仮復旧図・本復旧図……………2部 ・保安施設標準設置図……………6部 ・工事用保安施設見本表……………6部 <p>ケ 県道占用許可協議書添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図（2～1万分の1の地図、申請箇所は赤色）……………5部 ・案内図（1,500分の1の地図、通行止めの箇所は赤、迂回路は青色）……………5部 ・平面図・横断面……………2部 ・仮復旧図・本復旧平面図、標準横断面……………2部 ・公図……………2部 ・保安施設設置図……………5部 ・工事用保安施設見本表……………5部 ・道路占用内訳書（管類等）……………2部 ・写真（施工箇所 全体が分かるもの）……………2部 <p>コ その他上下水道課が必要とする書類</p>

頁番号	現 行	改 定
P8～P9	<p>2. 5 関係機関への手続</p> <div data-bbox="302 244 1059 311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 指定工事業者は、工事着手の前に掘削及び占用等、関係機関へ必要な申請手続及び協議を行うこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 国・県・市道道路占用許可協議書は、指定工事業者が書類を作成し、申込時に上下水道課に提出し、上下水道課が道路管理者に提出する。</p> <p>2. 道路使用許可申請書は、指定工事業者が書類を作成し、道路占用許可書写しを上下水道課から受領し、指定工事業者が所轄警察署に提出する。</p> <p>3. その他関係機関への申請・協議は、上下水道課協議の上、指定工事業者が行うこと。</p> <p>2. 6 工 事 の 施 工</p> <div data-bbox="302 603 1059 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 給水装置工事は、上下水道課の設計審査、承認を得てから着手すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 工事着手は、承認申請書返却受理後に行うこと。</p> <p>2. 指定工事業者（主任技術者）は、工事着工にあたり、上下水道課と配水管及び給水管からの分岐等の連絡調整を行うこと。</p> <p>2. 7 設計変更及び工事中止</p> <div data-bbox="302 866 1059 965" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 指定工事業者は、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに設計変更届を提出し再審査を受けること。</p> <p>2. 指定工事業者は、給水装置工事を中止する場合、中止届を速やかに提出すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>指定事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由内容を明記し、図面及び水利計算書等の再審査を受けること。なお、下記以外の軽易な変更については、上下水道課の指示により施工すること。</p> <p>1. メーター口径の変更をする場合</p> <p>2. 給水方式を変更する場合（例. 直結式⇄受水槽式）</p> <p>3. その他、上下水道課が再審査を必要と判断した場合</p>	<p>2. 5 関係機関への手続</p> <div data-bbox="1310 244 2067 311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 指定工事業者は、工事着手の前に掘削及び占用等、関係機関へ必要な申請手続及び協議を行うこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 道路占用許可申請書及び道路工事実施協議書の添付書類は、指定工事業者が作成して、申込時に上下水道課に提出し、上下水道課が道路管理者に提出する。</p> <p>2. 指定工事業者は、協議後の道路工事実施協議書の写しを上下水道課から受領し、道路使用許可申請書を所轄警察署に提出する。</p> <p>3. その他関係機関への申請・協議は、上下水道課協議の上、指定工事業者が行うこと。</p> <p>2. 6 工 事 の 施 工</p> <div data-bbox="1310 603 2067 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 給水装置工事は、上下水道課の設計審査、承認を得てから着手すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 工事着手は、給水装置工事申請書兼工事設計書の控え返却受理後に行うこと。</p> <p>2. 指定工事業者（主任技術者）は、工事着工にあたり、上下水道課と配水管からの分岐等の連絡調整を行うこと。</p> <p>2. 7 設計変更及び工事中止</p> <div data-bbox="1310 866 2067 965" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1. 指定工事業者は、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに設計変更届を提出し再審査を受けること。</p> <p>2. 指定工事業者は、給水装置工事を中止する場合、中止届を速やかに提出すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 指定工事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由内容を明記し、図面及び水利計算書等の再審査を受けること。なお、下記以外の軽易な変更については、上下水道課の指示により施工すること。</p> <p>(1) メーター口径の変更をする場合</p> <p>(2) 給水方式を変更する場合（例. 直結式⇄受水槽式）</p> <p>(3) その他、上下水道課が再審査を必要と判断した場合</p> <p>2. 指定工事業者は、給水装置工事を中止、または申請の取り消しをする場合には、工事中止・申込取消届を速やかに提出すること。</p> <p>(1) 給水装置工事を中止、または申請の取り消しをする場合、既に入分担保金が納入されている時は、返還するものとする。ただし、既に納入された給水工事手数料については、返還しないものとする。</p>

頁番号	現 行	改 定												
P9 ~ P10	<p>2. 8 指定工事業者が行う完成検査</p> <div data-bbox="248 240 1137 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 竣工図等の書類確認又は現地確認により、給水装置が構造・材質基準に適合していること。 2. 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。 3. 分岐にあたっては、穿孔前に上下水道課立会いによる耐圧試験をし、漏水のないことを確認した後に穿孔すること。 4. 耐圧試験は、水道メーター上流側及び下流側給水栓までについて行う。 5. 受水タンク類は、築造又は据付け完了後に十分清掃した後満水とし、漏水の有無を検査すること。また、満水状態の保持時間は、最小 24 時間とすること。 6. 各器具の使用状況に適應した水量で通水し、系統の異常の有無を検査すること。 </div> <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事完了後において確認する内容 工事完了後において確認する内容は、表-2.1～表-2.2 のとおりである。 <p style="text-align: center;">表-2.1 書類確認</p> <table border="1" data-bbox="248 815 1137 1393" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">確認項目</th> <th>確認の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置図</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 </td> </tr> <tr> <td>平面図及び立体図</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況及び隣接家屋の境界が記入されていること。 ・分岐部・宅地内第 1 パルプのオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、図中に明示されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記) </td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	確認の内容	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 	平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況及び隣接家屋の境界が記入されていること。 ・分岐部・宅地内第 1 パルプのオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、図中に明示されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記) 	<p>2. 8 指定工事業者による完成検査</p> <div data-bbox="1245 240 2134 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 竣工図等の書類確認又は現地確認により、給水装置が構造・材質基準に適合していること。 2. 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。 3. 分岐にあたっては、穿孔前に上下水道課立会いによる耐圧試験をし、漏水のないことを確認した後に穿孔すること。 4. 耐圧試験は、水道メーター 1 次側及び 2 次側給水栓までの新設管について行う。 5. 受水タンク類は、築造又は据付け完了後に十分清掃した後満水とし、漏水の有無を検査すること。また、満水状態の保持時間は、最小 24 時間とすること。 6. 各器具の使用状況に適應した水量で通水し、系統の異常の有無を検査すること。 </div> <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事完了後において確認する内容 工事完了後において確認する内容は、表-2.1～表-2.2 のとおりである。 <p style="text-align: center;">表-2.1 書類確認</p> <table border="1" data-bbox="1245 815 2134 1393" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">確認項目</th> <th>確認の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置図</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 </td> </tr> <tr> <td>平面図及び立体図</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況及び隣接家屋の境界が記入されていること。 ・分岐部・敷地内第一止水栓のオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、図中に明示されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記) </td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	確認の内容	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 	平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況及び隣接家屋の境界が記入されていること。 ・分岐部・敷地内第一止水栓のオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、図中に明示されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)
確認項目	確認の内容													
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 													
平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況及び隣接家屋の境界が記入されていること。 ・分岐部・宅地内第 1 パルプのオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、図中に明示されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記) 													
確認項目	確認の内容													
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること。 													
平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況及び隣接家屋の境界が記入されていること。 ・分岐部・敷地内第一止水栓のオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用され、図中に明示されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記) 													

P11

表-2.2 現 地 確 認

確認種別及び確認項目		確 認 の 内 容
屋外	1. 分岐部・宅地内第1バルブオフセット	・正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、 メーター用補助止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針、取替に支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	・竣工図と整合すること。
	5. きょう・ます類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	・スピンドルの位置が止水栓筐の中心にあること。
配管	1. 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	・適切な接合が行われていること。
	3. 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機 能 検 査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。また、常圧の測定をおこなうこと。
耐 圧 試 験		・一定の水圧による1次側及び2次側耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認する。
水 質 の 確 認		・残留塩素の確認を行うこと。

表-2.2 現 地 確 認

確認種別及び確認項目		確 認 の 内 容
屋外	1. 分岐部・敷地内第一止水栓オフセット	・正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、 メーター用補助止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 ・検針、取替に支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	・竣工図と整合すること。
	5. きょう・ます類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	・スピンドルの位置が止水栓筐の中心にあること。
配管	1. 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	・適切な接合が行われていること。
	3. 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機 能 検 査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。また、常圧の測定を 行う こと。
耐 圧 試 験		・一定の水圧による1次側及び2次側耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認する。
水 質 の 確 認		・残留塩素の確認を行うこと。

頁番号	現 行	改 定																																				
P13～P14	<p>2. 1 0 上下水道課の検査</p> <p>1. 市の検査は、主任技術者の立会いのもと上下水道課が行う。</p> <p><解 説></p> <p>3. 耐圧検査 給水装置分岐工事において、上下水道課立会いのもと、分岐部から水道メーターまでについて、耐圧検査を行う。</p> <p>(1) 検査条件</p> <table border="1" data-bbox="275 579 1144 746"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>サドル分水栓を使用した場合</th> <th>割 T 字管を使用した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試 験 圧</td> <td>1.0Mpa</td> <td>0.75Mpa</td> </tr> <tr> <td>保持時間</td> <td>5 分間</td> <td>5 分間</td> </tr> <tr> <td>合格範囲</td> <td>0.05Mpa 以内</td> <td>0.05Mpa 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 検査合格を確認した後、穿孔工事を行う。</p>	種 別	サドル分水栓を使用した場合	割 T 字管を使用した場合	試 験 圧	1.0Mpa	0.75Mpa	保持時間	5 分間	5 分間	合格範囲	0.05Mpa 以内	0.05Mpa 以内	<p>2. 1 0 上下水道課の検査</p> <p>1. 市の検査は、主任技術者の立会いのもと上下水道課が行う。</p> <p><解 説></p> <p>3. 耐圧検査 給水装置分岐工事において、上下水道課立会いのもと、分岐部から水道メーターまでについて、耐圧検査を行う。</p> <p>(1) 検査条件</p> <table border="1" data-bbox="1276 579 2150 746"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>サドル分水栓を使用した場合</th> <th>割 T 字管を使用した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試 験 圧</td> <td>1.0Mpa</td> <td>0.75Mpa</td> </tr> <tr> <td>保持時間</td> <td>5 分間</td> <td>5 分間</td> </tr> <tr> <td>合格範囲</td> <td>0.05Mpa 以内</td> <td>0.05Mpa 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 検査合格を確認した後、穿孔工事を行う。</p> <p>4. 水質検査</p> <p>(1) 水質等について、表-2.3の確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">表-2.3 水質等の確認項目</p> <table border="1" data-bbox="1346 995 2049 1249"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留塩素（遊離）</td> <td>0.1mg/l (0.1ppm) 以上</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>観察により異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>色</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>濁り</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	サドル分水栓を使用した場合	割 T 字管を使用した場合	試 験 圧	1.0Mpa	0.75Mpa	保持時間	5 分間	5 分間	合格範囲	0.05Mpa 以内	0.05Mpa 以内	項 目	判 定 基 準	残留塩素（遊離）	0.1mg/l (0.1ppm) 以上	臭 気	観察により異常でないこと	味	〃	色	〃	濁り	〃
種 別	サドル分水栓を使用した場合	割 T 字管を使用した場合																																				
試 験 圧	1.0Mpa	0.75Mpa																																				
保持時間	5 分間	5 分間																																				
合格範囲	0.05Mpa 以内	0.05Mpa 以内																																				
種 別	サドル分水栓を使用した場合	割 T 字管を使用した場合																																				
試 験 圧	1.0Mpa	0.75Mpa																																				
保持時間	5 分間	5 分間																																				
合格範囲	0.05Mpa 以内	0.05Mpa 以内																																				
項 目	判 定 基 準																																					
残留塩素（遊離）	0.1mg/l (0.1ppm) 以上																																					
臭 気	観察により異常でないこと																																					
味	〃																																					
色	〃																																					
濁り	〃																																					

P64

表-8.3 指定する給水装置の範囲における材料仕様

No.	材 料	仕 様	備 考
④	止水栓用継手	P P 金属継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（砲金製）、ソケット（PP） 構造：胴体が回転可能であるもの 止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 	
		P P 離脱継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ40 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（鋳鉄製）、ソケット離脱防止継手（PP） 構造：伸縮可とう可能であるもの 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 	
		P P 離脱継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ50 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（鋳鉄製）、ソケット離脱防止継手（PP） 構造：伸縮可とう可能であるもの 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 メーター用補助止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 止水栓接続部のフランジ規格：上水型 0.75MPa 	
		E F 継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30、φ40 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（砲金製）、ソケット、HDPE製（PWA規格） 止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 	
⑤	止水栓	<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30、φ40 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：砲金製 構造：シールリング式 給水管接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行おねじ） 	
		<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ50 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：ダクタイル鋳鉄管 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 構造：立形、内ねじ式、右開 接続部のフランジ規格：上水型 0.75MPa 	
⑥	メーター用補助止水栓	<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30、φ40、φ50 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 止水機構：ボール式 材質：砲金製 ハンドル：蝶形 構造：伸縮可能であるもの メーター接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 給水管接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行おねじ） 	
⑨	仕切弁	<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ75以上 水道用ソフトシール仕切弁 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：ダクタイル鋳鉄製 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 構造：立形、内ねじ式、右開 接続部のフランジ規格：上水型 0.75MPa 	<ul style="list-style-type: none"> 仕切弁用継手は給水管材質に合わせ選定すること フランジ用ボルトナットはステンレス製とする

表-8.3 指定する給水装置の範囲における材料仕様

No.	材 料	仕 様	備 考
④	止水栓用継手	P P 金属継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（砲金製）、ソケット（PP） 構造：胴体が回転可能であるもの 止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 	
		P P 離脱継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ40 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（鋳鉄製）、ソケット離脱防止継手（PP） 構造：伸縮可とう可能であるもの 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 	
		P P 離脱継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ50 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（鋳鉄製）、ソケット離脱防止継手（PP） 構造：伸縮可とう可能であるもの 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 メーター用補助止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 止水栓接続部のフランジ規格：上水型 0.75MPa 	
		E F 継手 <ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30、φ40 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：胴体（砲金製）、ソケット、HDPE製（PWA規格） 止水栓接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 	
⑤	止水栓	<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30、φ40 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：砲金製 構造：シールリング式 給水管接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行おねじ） 	<ul style="list-style-type: none"> φ40に関しては青銅製仕切弁キーボックス型(右開)でも可
		<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ50 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：ダクタイル鋳鉄管 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 構造：立形、内ねじ式、右開 接続部のフランジ規格：上水型 0.75MPa 	
⑥	メーター用補助止水栓	<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ20、φ25、φ30、φ40、φ50 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 止水機構：ボール式 材質：砲金製 ハンドル：蝶形(φ30以上は丸ハンドル形も可) 構造：伸縮可能であるもの メーター接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行めねじ） 給水管接続部のねじ規格：JIS. B. 0202（管用平行おねじ） 	
⑨	仕切弁	<ul style="list-style-type: none"> 口径：φ75以上 水道用ソフトシール仕切弁 使用水圧：0.75MPa 耐圧性能：1.75MPa 材質：ダクタイル鋳鉄製 塗装：内外面エポキシ樹脂粉体塗料 構造：立形、内ねじ式、右開 接続部のフランジ規格：上水型 0.75MPa 	<ul style="list-style-type: none"> 仕切弁用継手は給水管材質に合わせ選定すること フランジ用ボルトナットはステンレス製とする

頁番号	現 行	改 定
P78～P79	<p>13.2 屋外配管工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔を 30cm 以上とすること。 2. 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。 3. ポリエチレン管の布設にあたっては、管のねじれ、巻きぐせ等を解き、引張ったりせず余裕を持った配管とすること。 4. 管の深さ（土被り）は道路部分にあつては道路管理者の指示とし、宅地内は 0.4m 以上とすること。 5. 埋設にあたっては、施工場所の土質、配管方法に応じて拔出防止、腐食防止等の適切な防護を施すこと。 6. 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事中断時又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。 <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接触点付近の集中荷重、他の埋設物や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等によって、管に損傷を与えるおそれがある。したがって、これらの事故を未然に防止するとともに修理作業を考慮して、給水管は他の埋設物より 30cm 以上の間隔を確保し、配管するのが望ましい。なお、铸铁管の直線部に障害物がある場合は、曲管等を用いて施工すること。なお、30cm 以上取れない場合は、ゴム板等で防護すること。 2. 管の埋設深さ（土被り）の道路部分は、道路管理者の指示深さと既設管の深さを調査し、道路改良計画、配水管布設替計画等により決定するため、市と十分協議をすること。 3. 配水管の布設してある道路の境界までは、本管とほぼ直角に布設すること。 4. 道路の境界から宅内に入るまでは、道路と同じ深さを確保すること。 また、宅内深さへの変更は、継手材（エルボ等）を使用し行うこと。 	<p>13.2 屋外配管工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔を 30cm 以上とすること。 2. 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。 3. ポリエチレン管の布設にあたっては、管のねじれ、巻きぐせ等を解き、引張ったりせず余裕を持った配管とすること。 4. 管の深さ（土被り）は道路部分にあつては道路管理者の指示とし、宅地内は 0.3m 以上とすること。 5. 埋設にあたっては、施工場所の土質、配管方法に応じて拔出防止、腐食防止等の適切な防護を施すこと。 6. 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事中断時又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。 <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接触点付近の集中荷重、他の埋設物や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等によって、管に損傷を与えるおそれがある。したがって、これらの事故を未然に防止するとともに修理作業を考慮して、給水管は他の埋設物より 30cm 以上の間隔を確保し、配管するのが望ましい。なお、铸铁管の直線部に障害物がある場合は、曲管等を用いて施工すること。なお、30cm 以上取れない場合は、ゴム板等で防護すること。 2. 管の埋設深さ（土被り）の道路部分は、道路管理者の指示深さと既設管の深さを調査し、道路改良計画、配水管布設替計画等により決定するため、市と十分協議をすること。 3. 配水管の布設してある道路の境界までは、本管とほぼ直角に布設すること。 4. 給水管分岐部から宅地内に入るまでは、道路部分と同じ埋設深さを確保すること。 また、宅地内深さへの変更は、継手材（エルボ等）を使用し行うこと。

頁番号	現 行	改 定
P79～P80	<p>1.3.3 メーターの設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道メーターは、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分で、メーターの指針及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない取付位置であること。道路境界とメーターの直線距離が1.5mを超える場合において、この間で漏水が発生したときは、申請者（使用者）の負担において修繕することを確約する書類を提出すること。 建物内に水道メーターを設置する場合は、凍結防止、取替作業スペースの確保、取り付け高さ等を考慮すること。また、メーターユニットを使用する際は、上下水道課と協議すること。 水道メーターを地中に設置する場合は、メーターボックスに入れること。また、メーター取り外し時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。 水道メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。 水道メーターは、次の点に留意して設置場所を選定すること。 <ol style="list-style-type: none"> 車両等が通行又は駐車する場所でないこと。 水撃作用の最も少ない場所であること(通常使用する水栓より1.0m以上離す)。 給水栓より低く、かつ水平にすること。 漏水が生じても支障のない場所であること。 メーター直前には、メーター用補助止水栓を設置すること。 遠隔指示式及び集中検針式のメーターを設置する場合は、上下水道課と条件等を協議すること。 メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど計量及び交換に支障を生じないようにすること。 <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 水道メーターは、需要者の使用量の計量及び当該メーター先における漏水の発生を検知するため、その設置位置は、給水管分岐部に最も近接した敷地部分とし、検針及び取替作業等が容易な場所、かつ汚水や雨水が流入したり、障害物の置かれやすい場所を避けて選定する必要がある。 水道メーターは、一般的に地中に設置するが、場合によっては維持管理について需要者の関心が薄れ、家屋の増改築等によって、検針や取り替えに支障を生ずることがある。したがって、地中設置に限らず、場所によっては地上に設置することも必要である。ただし、この場合は、損傷、凍結等に対して十分配慮する必要がある。 水道メーターを集合住宅の配管スペース内など、外気の影響を受けやすい場所へ設置する場合は、凍結するおそれがあるので水道メーターに発泡ポリスチレンなどでカバーを施す等の防寒対策と建屋内のパイプシャフト等で他の配管設備と隣接している場合は、点検及び取替作業の支障にならないよう必要なスペースの確保及び腐食による漏水を防止すること。 また、オートロックドア等により、建物内への出入りが制限される集合住宅等にメーターを設置する場合は、メーターの検針及び維持管理に支障のない措置を講じること。 水道メーターを地中に設置する場合は、メーターボックスの中に入れ埋没や外部からの衝撃から防護するとともに、その位置を明らかにしておく。メーターボックスは、水道メーターの検針が容易にできる構造とし、かつ、水道メーター取替作業が容易にできる大きさとする。また、メーター用補助止水栓等が収納できることとし、状況に応じ着圧式のメーターユニットを使用することが望ましい。 	<p>1.3.3 メーターの設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道メーターの設置位置は、需要者の使用量の計量及び当該メーター先における漏水の発生を検知するため、原則として、検針及び取替作業等が容易な敷地部分で、かつ、汚水や雨水が流入したり、障害物の置かれやすい場所を避けて選定すること。 建物内に水道メーターを設置する場合は、凍結防止、取替作業スペースの確保、取り付け高さ等を考慮すること。また、メーターユニットを使用する際は、上下水道課と協議すること。 水道メーターを地中に設置する場合は、メーターボックスに入れること。また、メーター取り外し時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。 水道メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。 水道メーターは、次の点に留意して設置場所を選定すること。 <ol style="list-style-type: none"> 車両等が通行又は駐車する場所でないこと。 水撃作用の最も少ない場所であること（通常使用する水栓より1.0m以上離す）。 給水栓より低く、かつ水平にすること。 漏水が生じても支障のない場所であること。 メーター直前には、メーター用補助止水栓を設置すること。 遠隔指示式及び集中検針式のメーターを設置する場合は、上下水道課と条件等を協議すること。 メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど計量及び交換に支障が生じないようにすること。 <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 原則として、専用給水管において、官民境界（給水装置が公道から民地に入る部分）から水道メーターまでの給水管の平面延長が、2.0mを超える場合は、この間で漏水が発生したときは、申請者（使用者）の負担において修繕することを確約する書類を提出すること。 水道メーターは、一般的に地中に設置するが、場合によっては維持管理について需要者の関心が薄れ、家屋の増改築等によって、検針や取り替えに支障を生ずることがある。したがって、地中設置に限らず、場所によっては地上に設置することも必要である。ただし、この場合は、損傷、凍結等に対して十分配慮する必要がある。 水道メーターを集合住宅の配管スペース内など、外気の影響を受けやすい場所へ設置する場合は、凍結するおそれがあるので水道メーターに発泡ポリスチレンなどでカバーを施す等の防寒対策と建屋内のパイプシャフト等で他の配管設備と隣接している場合は、点検及び取替作業の支障にならないよう必要なスペースの確保及び腐食による漏水を防止すること。 また、オートロックドア等により、建物内への出入りが制限される集合住宅等にメーターを設置する場合は、メーターの検針及び維持管理に支障のない措置を講じること。 水道メーターを地中に設置する場合は、メーターボックスの中に入れ埋没や外部からの衝撃から防護するとともに、その位置を明らかにしておく。メーターボックスは、水道メーターの検針が容易にできる構造とし、かつ、水道メーター取替作業が容易にできる大きさとする。また、メーター用補助止水栓等が収納できることとし、状況に応じ着脱式のメーターユニットを使用することが望ましい。 また、水道メーター取り外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水処理または排水処理などの措置を講じること。

頁番号	現 行	改 定
P81	<p>13.4 止水栓の設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として敷地部分の道路境界線から50cm以内とする。 2. 道路を縦断して給水管を布設する場合は、元止水栓を配水管に近接する道路上の安全な箇所に設置しなければならない。 3. 二以上の共通の給水管をもって給水する場合は、元止水栓を設置しなければならない。 4. 止水栓は、市の指定する材料仕様を満足する止水栓、仕切弁及びメーター用補助止水栓を使用すること。 5. 止水栓は維持管理上支障がないよう、専用の管内に収納すること。止水栓・仕切弁は、市の構造物選定基準が満足する止水栓筐及び仕切弁筐を使用すること。 6. メーター用補助止水栓は、維持管理上支障がないよう、メーターボックス内に収納すること。 7. 給水管を2階以上又は地階に配管する場合は、原則として各階ごとに、その途中の容易に操作できる箇所に、止水栓を設置する。 ただし、2階以上への立ち上り配管が1箇所のみで、かつ、2階以上における水栓等の器具が1個しかない場合、あるいは分岐管が短い場合などについては、省略することができる。 <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 止水栓は、給水の開始、休止及び給水装置の修理、その他の目的で、給水を停止又は制限するときに使用する器具なので、取り扱い容易な場所に設置すること。 2. 止水栓（仕切弁）は、外力による損傷の防止、開閉操作の容易性、敷地部分のメーター上流側給水管の損傷防止等を考慮し、敷地部分の道路境界線近くに設置することを原則とする。（図－13.1の①） 3. 道路を縦断して給水管を布設する場合や水路河川の伏越又は横架する場合など、地形、その他の理由により敷地部分に設置することが適当でない場合は、元止水栓を配水管に近接する道路側の安全な箇所に設置しなければならない。（図－13.1の②） 4. 二以上の共通の給水管をもって給水する場合は、元止水栓を道路境界付近の敷地内に設置しなければならない。（図－13.1の③） 	<p>13.4 止水栓の設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内第一止水栓は、給水の開始、休止及び給水装置の修理、その他の目的で、給水を停止又は制限するときに使用する器具なので、敷地部分の取り扱い容易な場所に設置すること。 2. 道路を縦断して給水管を布設する場合は、元止水栓を配水管に近接する道路上の安全な箇所に設置しなければならない。 3. 二以上の共用の給水管をもって給水する場合は、共用の給水管上に敷地内第一止水栓を設置しなければならない。 4. 止水栓は、市の指定する材料仕様を満足する止水栓、仕切弁及びメーター用補助止水栓を使用すること。 5. 止水栓は維持管理上支障がないよう、専用の管内に収納すること。止水栓・仕切弁は、市の構造物選定基準を満足する止水栓筐及び仕切弁筐を使用すること。 6. メーター用補助止水栓は、維持管理上支障がないよう、メーターボックス内に収納すること。 7. 給水管を2階以上又は地階に配管する場合は、原則として各階ごとに、その途中の容易に操作できる箇所に、止水栓を設置する。 ただし、2階以上への立ち上り配管が1箇所のみで、かつ、2階以上における水栓等の器具が1個しかない場合、あるいは分岐管が短い場合などについては、省略することができる。 <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共用給水装置において、原則として、官民境界から敷地内第一止水栓までの給水管平面延長が1.0mを超える場合は、この間で漏水が発生したときは、申請者（使用者）の負担において、修繕することを確約する書類を提出すること。 2. 止水栓（仕切弁）は、外力による損傷の防止、開閉操作の容易性、敷地部分のメーター1次側給水管の損傷防止等を考慮し、敷地部分の官民境界付近に設置することを原則とする。（図－13.1の①） 3. 道路を縦断して給水管を布設する場合や水路河川の伏越又は横架する場合など、地形、その他の理由により敷地部分に設置することが適当でない場合は、元止水栓を配水管に近接する道路上の安全な箇所に設置しなければならない。（図－13.1の②） 4. 共用給水装置においては、官民境界（給水装置が公道から民地に入る部分）から給水管平面延長で1.0m以内、かつ、共用の給水管上に敷地内第一止水栓を設置すること。（図－13.1の③）

頁番号	現 行	改 定
P82		<p data-bbox="1220 228 1556 256">13.5 活水器等の設置</p> <div data-bbox="1220 264 2145 381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ol data-bbox="1220 264 2145 381" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1220 264 2145 293">1. メーターボックス内には、活水器等を設置しないこと。<li data-bbox="1220 293 2145 322">2. メーターボックスより1次側には、活水器等を設置しないこと。<li data-bbox="1220 322 2145 381">3. 活水器等を設置する場合には、水道メーターから50cm以上離して設置すること。</div> <p data-bbox="1220 427 1344 456"><解 説></p> <ol data-bbox="1220 464 2145 772" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1220 464 2145 580">1. 水道メーターボックス内に、止水栓用継手及びメーター用補助止水栓以外の器具があると量水器交換等のメーター管理に支障があるため、メーターボックス内に活水器等を設置しないこと。<li data-bbox="1220 580 2145 655">2. P59「8.給水装置の構造及び材質の指定」があるため、水道メーターより1次側に活水器等を設置しないこと。<li data-bbox="1220 655 2145 772">3. 活水器と呼ばれるものの中には磁気を発するものがあり、その磁気により水道メーターの動作に影響を与え、正常な計量を妨げる恐れがあるため、水道メーターから50cm以上離して活水器等を設置すること。

